

大阪府内市町村介護保険料独自減免制度

2010.6.22 現在 大阪社保協調査

自治体名	対象者	減免内容	条 件	同意書	2009 年度 実績
1 大阪市	第1・2・ 3 段階	第3段階保 険料の半額 〔×0.375〕	世帯年収1人120万2人168万3人216万。 居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有してい ない。預貯金350万円以下(世帯員1人増える毎100 万円加算)扶養を受けていない。 *条例あり	要	15,339人
2 八尾市	その他	第1段階保 険料に	収入要件、不動産、預貯金、生活保護基準。扶養を受 けていないこと。 *条例、要綱、規則あり	要	
3 柏原市	第1・2・ 3 段階	第1段階保 険料に 〔×0.5〕	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と同等状 態であって同条項に定める被保険者でない者及び境 界層該当者でない者である時。基本的に自己名義の所 有資産がないこと、預貯金100万円以内。 直系親族1親等以内で扶養行為が確認できないこと。	要	
4 豊中市	第1.2.3 段階	保険料 25%減額	世帯年収1人96万2人146万3人196万(以降1人 ×50万円)以下。不動産、預貯金の要件なし。 *条例、要綱、規則あり	不要	580人 15,092,910円
5 池田市	第3段階	第1段階保 険料に 〔×0.5に〕	世帯年収1人96万、2人144万(以降1人につき48万 円加算)。居住用以外に土地、家屋を有していないこと。 預貯金の要件なし。 *条例、規則あり	要	742,765円
6 堺市	第3段階	第1段階保 険料に〔× 0.5〕	世帯年収4万円×(当該世帯人数+1)×12 居住用以外に処分可能な土地、家屋を所有していない こと。200㎡を超える居住用の土地を所有していないこ と。預貯金元本350万円以下。世帯全員が市民税非課 税であること。他の世帯に属する者の税、医療保険にお いて扶養親族となっていないこと。 *条例、規則あり	要	685人 9,248,520円
7 貝塚市	第3段階	第2段階保 険料に	1人120万2人166万以降1人×46万加算した以下で 扶養されておらず医療保険の被扶養者となっておらず 居住土地家屋以外に処分できる資産をもたないこと、 世帯全員の預貯金350万円以下、措置の対象となっ ていないこと、200㎡を越える土地を所有していないこと。 *条例、規則あり	要	23人 280,500円
8 泉佐野市	第3段階	第2段階保 険料に	世帯年収1人108万以下(1人増えるごと54万円加 算)。居住用資産以外の資産なし。世帯の金融資産の 元本合計が350万円以内。税法上及び医療保険各法 の扶養扱いになっていない。同一世帯介護保険料が完 納されていること。 *要綱、規定あり	要	38人 767,514円
9 泉南市	第1・2・ 3 段階	①収入要件 1/2未满是 第1段階保 険料の1/2 ②収入要件 1/2以上は 第1段階保 険料に	1人世帯120万円以下、2人世帯165万円以下。世帯 員3人以上は1人当たり42万円ずつ加算。 活用できる居住用以外の土地家屋がないこと。 預貯金350万円以下。	要	人 円
10	第3段階	第1段階保	世帯年収4万5千円×(世帯人数+1)×12以下。	要	9人

阪南市	階	除料に	世帯として居住用以外に処分可能な土地家屋を所有していないこと。 預貯金 350 万円以下。 *条例、要綱、規則あり		
11 岬町	第 2・3 段階	第 1 段階保 除料に	世帯年収 108 万円以下(以降 1 人につき 54 万円加算)。居住用以外の土地家屋を所有していないこと。 納付義務者の預貯金 350 万円以下。 他の世帯の扶養(税、健康保険)の扶養になっていないこと。 *要綱あり	要	11 人 129,860 円
12 松原市	第 2・3 段階	保険料半額 に	世帯年収 1 人 108 万円、2 人 162 万円、3 人 216 万円以下(以降 1 人につき 54 万円加算)。不動産要件なし。 預貯金 350 万円以下。市民税課税者と生計を共にしていない、扶養されていない。 *条例あり	要	422 人 7,423,287 円
13 羽曳野市	その他	第 1 段階保 除料に	世帯月 85,900 円以下(1 人につき 37,500 円加算)。居住用不動産のみ。預貯金 350 万円以下(世帯員 1 人増える毎 100 万加算)。 社会保険の被扶養者でない、税金の扶養控除をうけていない。 *条例・要綱あり	要	57 人 646,897 円
14 富田林市	第 3 段 階	第 1 段階保 除料に	生活保護法に規定する要保護者で、申請をしない者及び預貯金があるため要保護者とならない者のうち、預貯金等の合計額が 350 万円以下の者。*条例、規則あり	要	16 人 269,170 円
15 大阪狭山 市	第 3 段 階	第 2 段階保 除料に	世帯年収 1 人 150 万円 以下(以降 1 人につき 50 万円加算)。世帯全員が住んでいる土地と家屋以外に処分できる資産を持っていない。世帯全員の所持金、預貯金の額と国債株券などの有価証券の額面金額の合計が 350 万円以下(以降世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加えた額)	要	12 人 151,007 円
16 河内長野 市	減免要件に該 当する全 所得の段 階の方を 対象とする	第 1 段階保 除料に	一人世帯 103 万円(以降 1 人×45 万円加算)ただし医療費の自己負担額を控除(12 万円を限度)。 本人および世帯員に居住用以外の土地・建物所有していないこと。減免申請者の預貯金 350 万円以下。市民税課税者に扶養されていないこと(市民税の扶養控除の対象でない)*条例、規則あり	要	91 人 419,020 円
17 河南町	第 3 段 階	第 1 段階保 除料に	生活保護要保護者と同等の状態のもの *条例あり	要	0 人 0 円
18 太子町	第 3 段 階	第 1 段階保 除料に	生活保護要保護者と同等の状態のもの ※規則あり	要	
19 千早赤阪 村	第 3 段 階	第 1 段階保 除料に	収入要件、不動産、預貯金、生活保護法第 6 条 2 項に規定する要保護者で保護申請をしない者。 *要綱あり	要	0 人 0 円
20 枚方市	第 2・3 段階	第 1 段階保 除料に	世帯年収 1 人 150 万円以下(以降 1 人につき 50 万円加算)。居住用以外活用できる土地・家屋なし。預貯金 350 万円以下。市民税課税者に税、医療保険上扶養されていない。その他活用できる資産なし。 *規則あり	要	608 人 4,952,100 円
21 交野市	第 3 段 階	第 2 段階保 除料に	世帯全員が非課税、世帯年収 1 人 96 万円以下(以降 1 人につき 48 万円加算)。住居用資産以外をもたないこと。預貯金 350 万円以下。市民税課税者と生活を共にしていないこと。扶養されていないこと(税、医療保険)	要	5 人 69,360 円

			*条例、要綱あり		
22 東大阪市	その他	①は1/2 ②は1/4	所得制限①1人126万(2人目から+50万)以下 ②1人42万以下(2人目から+42万)以下。 住居用動産(敷地200㎡以下)以外もたないこと。預貯金の世帯総額350万円以下。別世帯の税、医療保険の扶養になっていないこと。家賃年間24万円まで、入院中の医療費全額は世帯収入から控除する。 *条例、規則あり	要	20,292,489円
23 藤井寺市	第3段階 その他	第1段階保険料に	世帯年収1人108万円、2人162万円(以降1人につき54万円加算)に満たないこと。住居用以外に土地家屋を所有していないこと。預貯金350万円以下。 上記で対象とならない場合であっても、生活保護に規定する要保護者で保護申請をしない場合。預貯金等が要保護者とならない者であって、現預金等の合計額が[50万+世帯人数×50万]に満たないこと。 *条例、要綱、規則あり	要	3人
24 茨木市	第3段階	第2段階保険料に	世帯年間収入1人96万円以下(以降1人増えるごとに49万円加算)住居用資産以外に活用できる資産をもたないこと。世帯で預貯金350万円以下。 *条例、要綱、規則あり	不要	17人 183,190円
25 吹田市	第2・3段階	第2段階は×0.5、第3段階は×0.6	世帯年収1人120万円以下(以降1人につき48万円加算)。住居用以外に活用できる資産を所有していない。世帯の預貯金等の合計が350万円以下。他の世帯に属する者の扶養を受けていない。 *条例、規則あり	不要	210人 907,528円
26 和泉市	第3段階	第1段階保険料に	世帯年収1人92万円(以降1人につき46万円加算、住民票の世帯)200㎡を超える住居用の土地を所有していない。世帯で預貯金350万円以下。災害等など。 市町村民税、健康保険の被扶養者でない。 *要綱あり	要	27人 413,660円
27 高石市	第1.2.3段階	各段階保険料25%減額	世帯全員非課税、年間収入1人120万円以下、以降1人×60万円加算。扶養されておらず、住居用資産以外の資産(土地は200㎡以下)をもたないこと。減免申請者の預貯金(国債を含む)300万円以下	なし	54人 381,830円
28 摂津市	第3段階	第2段階保険料に	世帯年収1人120万円以下(以降1人につき50万円加算)。扶養されておらず、活用できる資産をもたないこと。預貯金350万円以下。 *条例、規則あり	要	9人 101,137円
29 忠岡町	第3段階	第1段階保険料に	世帯年収1人108万円、2人162万円、3人216万円(1人×54万円加算)以下。居住用以外に処分、運用の可能な土地又は家屋を有しないこと。世帯主等の所持金及び預貯金の額並びに国債、株式等の有価証券の額面金額を合計した額が350万円を超えないこと。 本人が町民税課税対象者に扶養家族となっていないこと。生計を同じくしていないこと。本人が医療保険の被扶養者となっていないこと。 *要綱あり	要	0人 0円
30 岸和田市	その他	第1段階保険料に	申請時点で世帯全員市民税非課税。世帯年収1人110万円以下(1人につき48万加算)住居用資産以外に資産を所有していないこと。預貯金350万円未満。	要	95人 11,135,000円

			*条例、規則あり		
31 泉大津市	第3段階	第2段階保険料に〔×0.5〕	世帯年収1人111万円以下(以降1人につき46万円加算)。世帯全員が住居用資産(土地は200㎡以下)以外の資産をもたないこと。世帯全員の銀行預金等(国債含む)の元本合計350万円以下。 第1号被保険者が他の世帯に属する者の税、医療保険の被扶養者となっていないこと。 *条例、規則あり	要	92人 964,600円
32 大東市	第3段階	第1段階保険料に	1人108万円以下(1人につき48万円加算)。住居用以外の土地、家屋を所有していないこと。本人の預貯金の合計が350万円以下。市民税課税者の扶養親族になっていないこと。医療保険で扶養者になっていないこと。 *要綱あり	要	23人 250,875円
33 高槻市	第1.2.3段階		収入が著しく減少した場合、または生活が困窮していて①～⑥全ての要件に該当する場合①世帯全員が非課税②世帯年収1人110万円、2人158万円、3人208万円、4人254万円以下(以降1人44万円加算)③世帯員の預貯金等の合計額が350万円以下の人④市民税課税者に扶養されていないこと⑤世帯全員が居住用以外に土地又は家屋を所有していないこと。⑥介護保険料を滞納していないまたは納付意思のある人 *条例、要綱あり		25人 104,256円

実施していない自治体

:寝屋川市・箕面市・熊取町・田尻町・能勢町・島本町・くすのき広域連合・豊能町